

平成 25 年 7 月 9 日

地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書

内閣府特命担当大臣 森 まさこ 殿

自殺のない社会づくり市区町村会
自殺対策全国民間ネットワーク

昨年、年間の自殺者数が 15 年ぶりに 3 万人を下回った。

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されてから 7 年、少しずつではあるが確実に、自殺対策の全国的な底上げが図られてきた影響が大きい。とりわけ、平成 21 年度から措置された「地域自殺対策緊急強化基金（以下、「基金」という。）」が、その大きな後押しとなったことは間違いない。

事実、昨年 10 月にまとめられた「地域自殺対策緊急強化基金検証・評価チーム（内閣府設置）」の報告書には、「基金に基づく都道府県の事業は平成 23 年度においても各地域において様々な取り組みを着実に進めるものであったと評価できる」、「東日本大震災関連では、今後ますますコミュニティレベルの自殺対策力の強化のニーズ高まっていることから、被災直後の対応にとどまらず、中長期にわたって取り組むことが重要である。」と記されている。

また、平成 19 年度に初めて策定された「自殺総合対策大綱」の直近の改訂版では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを、その副題および本文の冒頭で明示し、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要性がある」「国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等の取組相互の連携・協力を推進することが重要である」と謳っている。

そうした状況を踏まえ、以下の通り、「基金」に関する要望を行う。

1) これまで単年度ごとに更新されてきた「基金」を、恒久財源化すること

- ・ようやく軌道に乗り始めてきた自殺対策が、「基金」がなくなると頓挫しかねない。
- ・大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、単年度ごとの更新だと、これができない。戦略的に対策を進められない。
- ・継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。

2) 都道府県の枠を超えた広域的な取組に、「基金」の 5%を重点配分すること

- ・大綱では、「地域における先進的な取組の全国への普及などが必要である。」「複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。」など、広域的な取組や連携の重要性が謳われている。全国的には自治体の取り組みは緒についたばかりであるので、都道府県の枠を超えて広く自治体が横断的に連携していくことで、全国的な施策の伸びしろが大きくなる。このための重点配分とその活用が極めて効果的である。
- ・その土台として実際に、自治体や民間団体による全国的なネットワークが設立され、連携の基盤が整いつつある。
- ・しかし、現状においては、そうした広域的な取組に「基金」を活用することは極めて困難であり、実際に活用されていない。（費用の持ち寄り形式では、全国的な対策が十分に確立していない現段階で広域的な連携は極めて困難）
- ・10 以上の都道府県において行われる事業に対して、「基金」の 5%を重点配分すべきである。

以上

自治体連携・全国相談ネットワーク（仮称）創設とその支援について（メモ）

- ご検討のお願い -

京丹後市長 中山泰

1 趣旨

公共団体として住民に一番身近に寄り添って支え守ることが使命である基礎自治体においては、住民生活に向き合う最前線における、なくてはならない社会インフラとして、“いのちを守る公共のセーフティネット”をしっかりと張り巡らせていくことが、地域レベルの実践的な取り組みを強化していく上で、民間団体とのご連携に先立ちその前提として重要不可欠な課題である。

そのような中で、自治体としての相談体制を構築するにあたり、せっかく住民向けの相談窓口を設立しても住民の立場からすれば事案内容等に応じ同一自治体内の相談窓口には行きづらいなどのケースも想定される。このため、単独自治体単位でのセーフティネットの隙間や思いもよらぬ落とし穴を埋めるとともに、併せて相談体制の重層化や一層の体制整備の全国的機運を今後ますます高めていくためにも、相談体制や機能を自治体間で互いに幅広く連携して互いの住民の相談を肯定的に受け合っていく（他の自治体住民の相談も積極的に受ける）自治体横断的な体制を全国的に構築することが、今後いよいよ不可欠・有用であると思う。

2 課題と効用

(1) 制度設計への課題

① 広域な自治体で互いの住民の相談を受け合う場合、相談体制は現状、自治体ごとにまちまちであるため、結果として特定の自治体に相談が偏ったり集中し、自治体間で受益者負担の原則がバランスしないケース（当該自治体住民に対するサービスが万一にもおろそかになる）が生じるので、自治体間での費用と便益の関係をバランスさせる仕組み・調整機能が必要。

⇒ このため、例えば、全国的な“調整基金”を創設し、当該自治体住民が他団体相談機関で受けるサービスより他団体住民への相談サービスが多くなった自治体には、調整基金から当該費用や人員を支援する…などの調整弁が必要。

② また、特に相談内容が行政制度利用に及びうる相談である等の場合ははじめ、居住自治体との連携を密接にしていくことが不可欠。

など。

(2) 制度の効用

- ① 居住自治体以外の自治体の相談窓口が遠慮なく利用可能となり、相談未遂の案件の減少、潜在していた相談ニーズ・ウォンツ（萌芽段階のもの）が顕在化しやすいなど全国的な相談支援体制の充実・強化につながる。
また、他自治体の相談窓口が遠慮なく利用可能であることが積極的に広報されることにより、いのちを守る社会的雰囲気が一層醸成される。
- ② 中長期的には自治体の相談機関の間でよい意味での相互刺激が全国的に広がり、相談機能が未開設又は必ずしも十全でなかった自治体における相談機能の新設や充実、相談の質を高めるインセンティブがより働く。など、自治体の相談機能が全国的にますます充実していく、又はそのインセンティブを自ずと内蔵するシステムとなりうる。

3 制度とその支援の内容

<自治体連携・全国相談ネットワーク（仮称）>の創設

- 国又は都道府県が中心になって、広く基礎自治体及び都道府県等公共機関の各種相談について、当該地方公共団体居住の住民以外の住民にも相談を利用可能とする自治体を募り、国、参加都道府県・市区町村により、<自治体連携・全国相談ネットワーク（仮称）>を創設する。
- また、相談体制の周知等に当たっては、各相談機関について当該自治体住民はもとより当該地域以外在住の住民にも同様に利用可能である旨、積極的に明示し、広く呼びかける。
- 併せて、ネットワーク運用を適切に支援するため、自治体間の費用対便益のバランスの支援として、国に<調整基金>を創設・運用
- なお、当然に重要なこととして、ネットワークの運用に当たっては、民間団体の相談機能との密接な意思疎通と連携が有用で不可欠。

（以上は、骨格的な考え方。今後、必要な加除修正と詳細な制度設計が欠かせません。）